

令和2年度

智頭町健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

智頭町監査委員

## 目 次

第1 審査の対象	1項
第2 審査の実施場所及び日程	2項
第3 審査の方法	2項
第4 審査の結果及び意見	2項から 3項
第5 審査の概要	4項から 19項

### 【総 括】

#### I 健全化判断比率の状況

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

#### II 資金不足比率の状況

#### III 用語 説明

### 【表記に関する注意事項】

- 1 文中及び表中の数値・比率は、表示単位未満を四捨五入している。このため計数が一致しない場合がある。
- 2 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の数値の絶対値で除したもの百分率で表示したもので表示単位未満を四捨五入した。
- 3 文中の「ポイント」とは、百分率間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「△」は、負数を示し、増減を示すときは減を表す。  
「0」、「0.0」は、該当数値はあるが、表示単位未満のもの  
「-」は、該当数値のないもの  
「…」は、前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率  
又は比率が1,000%以上又は△1,000%以下の数値となるもの  
「皆増」は、前年度に数値がなく、当年度に全額増加したもの  
「皆減」は、当該年度に数値がなく全額減少したもの
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)の定めるところによる。

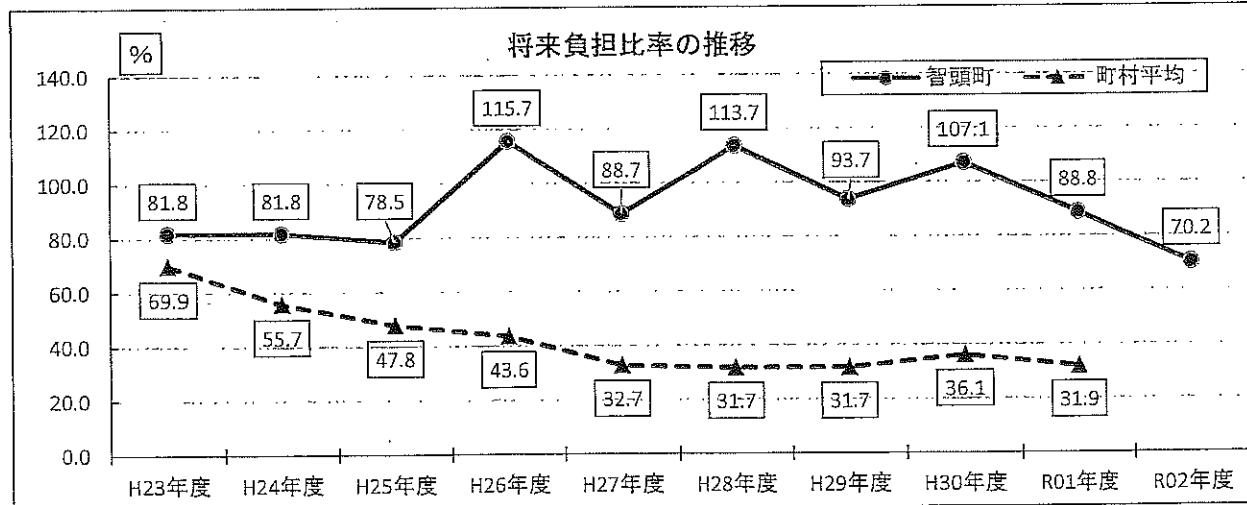
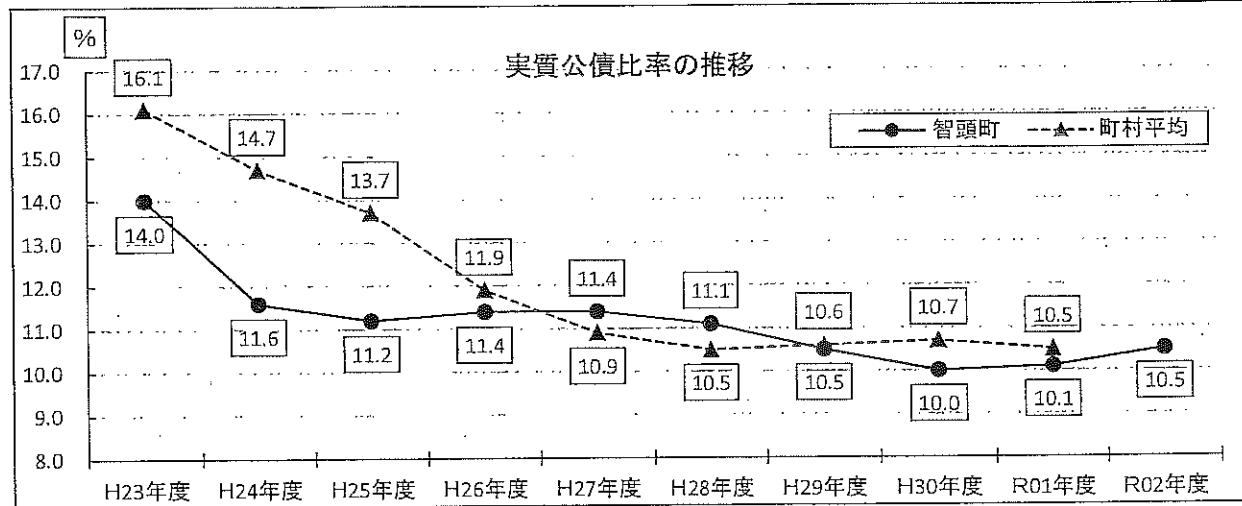




人口減少社会に伴う生産年齢人口の減少による税収への影響が懸念されるなど、先行きの見通しが立てにくいかなか、社会保障費関係経費や老朽化が進む公共施設の維持管理費などの増大傾向により、民生費、土木費及び公債費は今後も増加していくと予想されている。このため、事業の財源となる町債の発行や債務負担行為の設定など、将来、財政を圧迫する可能性が高い事業の実施に当たっては、内容等を十分精査することはもとより、地方交付税措置を受けられる地方債の活用など、過度の負担が生じないようにすることが重要である。

本町の比率は、いざれも健全段階の範囲であるが、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種の財政分析指標も注意しながら、健全な財政運営及び企業経営が安定的に維持される持続可能な財政基盤の構築に取り組まれたい。

実質公債比率及び将来負担比率の推移は、次のとおりである。

































(6) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

2 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

経営健全化基準は20%（29年度決算 経営健全化基準以上の公営企業会計は11会計 資金不足がある公営企業会計は84会計）

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(1) 一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。

(2) 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき繰り越しが明許された額を控除した額をいう。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいる。

(3) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(5) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。